

**令和6年度中小企業者経営改善等推進事業**  
**【専門家派遣・個別相談会】実施要領**

1. 目的

コロナ禍からの回復途上において、物価高や人手不足等により、経営に大きな影響を受けている個々の事業者に対し、新規販路開拓による売上向上、ビジネスモデルの再構築など、それぞれの経営課題に応じた専門家による経営支援を行うことで、県経済の早期回復を図るとともに、商工団体の支援能力の更なるスキルアップを図ることを目的に実施する。

2. 実施内容

(1) 実施期間

令和6年5月7日（火）から令和7年3月7日（金）

(2) 実施場所（相談場所）

各商工会館【専門家派遣・個別相談会】及び各事業所【専門家派遣】

(3) 支援対象者

県内の中小企業・小規模事業者（熊本地震や令和2年7月豪雨災害、さらには新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内中小企業者の経営課題の解決や更なる成長発展支援）

(4) 支援内容

中小企業診断士をはじめとした専門的知識やノウハウを有する者を派遣し、その課題解決や成長発展に向けた事業計画の策定や資金繰り支援など、具体的な経営支援を行う。

(5) 実施手順と留意点

①専門家派遣・個別相談会共通

- ・支援当日は、経営指導員等も同行が必要。
- ・事業効果を把握するために、本事業を活用した支援対象者の当該年度及び次年度の財務状況（売上高と営業利益）の熊本県への報告が必要。各商工会は、当該事業年度と次年度の財務状況の報告が必要となる旨、支援対象者に説明、承諾を得た上で本制度を利用すること。

## ② 専門家派遣

- ・各商工会が専門家による指導の必要と判断した場合、支援対象者の事業概要、相談内容等について聞き取りを行い、事前ヒアリング調書（別紙）を各商工会の担当特任指導員へ提出する。当会は申請内容を検討のうえ、適切と認められる専門家を選任して支援を依頼する。

## ③ 個別相談会

- ・開催を希望する場合は、各商工会の担当特任指導員へ連絡し、日程等の調整を行う。
- ・原則的に9時～16時、10時～17時の1日6時間とする。
- ・事前ヒアリング調書（別紙）の提出が必要。

## （6）支援回数

専門家による支援は、原則として、1事業者1テーマにつき3回以内（1回につき3時間以内）。